

第5期島根県竹島問題研究会委員

藤井 賢二

『鬱陵郡誌』の「石島」



ふじい・けんじ 日本安全保障戦略研究所研究員。島根県竹島問題研究顧問。最新稿「竹島問題に関するニュージーランド政府外務省の調書について」を日本国際問題研究所ウェブページに掲載予定。

島根県隠岐の島町の竹島に韓国が勝手に付けた地名地番は「大韓民国慶尙北道鬱陵郡鬱陵邑独島里1-96番地」である。この「独島里」は、鬱陵郡庁刊『鬱陵郡誌』によれば、2000年4月7日にそれまでの「道洞里」から変更されたのだという(64頁)。

『鬱陵郡誌』には、1900年の鬱島郡は「南面」と「北面」からなり、「石島」は「北面」に属するという説明がある(85頁)。これは、鬱陵島を鬱島郡に改称したこの年の大韓帝国勅令41号に、鬱島郡の管轄範囲の典拠として挙げてある二つの文献を確認してみたい。まず、韓国国会図書館ウェブサイトででも閲覧できる1917年の越智唯七編『新旧対照朝鮮全道府郡面里洞名称一覧』には、「南面」にも「北面」にも「石島」はなかった(575頁)。

島根県竹島問題研究会委員の永島広紀九州大教授に1912年の朝鮮総督府編『地方行政区域名称一覧』を調べていただいたが、同じだった(722-723頁)。よって、「石島」は「北面」に属するという『鬱陵郡誌』の説明は創作だろう。

一方で、領土問題において独島が占める象徴性をより明白に認識させ、東海の遠くに寂しく離れていたこの小さな島に対する運命的な愛情と関心を増幅させたのだ「刊行されたバク・インシク『独島』(テウオン社)の、当時の韓国の説明である。

接岸施設建設は日本の反対を押し切って行われ、1997年に完成した。2000年の「道洞里」から「独島里」の地名変更も、韓国の日本への対抗意識の爆発の延長線上にあると思われる。2005年に島根県が

奇妙な説明はなぜ生まれたか

困は「石島」を含むとあることに基づいているのだろう。韓国はこの「石島」が竹島(韓国名「独島」)であって、1905年の竹島の島根県編入を侵略だと非難してきた。

以前、ネット上の竹島問題専門家の間でこの説明が話題になったことがある。「独島」は「南面」に属するのになら、「石島」は「北面」に属すとあるのは、「石島」が「独島」ではない証拠ではないかというのである。たしかに、「鬱陵邑」は1979年に「南面」から昇格したのだから(『鬱陵郡誌』346頁)、この説明はおかしい。

「竹島の日」条令を制定したのは、このような韓国の増長への抗議の意味があった。

『鬱陵郡誌』は2007年に刊行された。島根県の「竹島の日」条令制定の2年後である。竹島問題についての日本への感情的な反発が『鬱陵郡誌』の執筆者の一部として独島に対する主権を行使してきたという韓国の主張の信ぴょう性を疑わせる説明が生まれたのではないか。このように整理するならば、日本政府や島根県の主張発信の意義があらためて確認されるのである。

今回、『鬱陵郡誌』の説

明の典拠として挙げてある二つの文献を確認してみたい。まず、韓国国会図書館ウェブサイトででも閲覧できる1917年の越智唯七編『新旧対照朝鮮全道府郡面里洞名称一覧』には、「南面」にも「北面」にも「石島」はなかった(575頁)。

島根県竹島問題研究会委員の永島広紀九州大教授に1912年の朝鮮総督府編『地方行政区域名称一覧』を調べていただいたが、同じだった(722-723頁)。よって、「石島」は「北面」に属するという『鬱陵郡誌』の説明は創作だろう。

「竹島の日」条令を制定したのは、このような韓国の増長への抗議の意味があった。

『鬱陵郡誌』は2007年に刊行された。島根県の「竹島の日」条令制定の2年後である。竹島問題についての日本への感情的な反発が『鬱陵郡誌』の執筆者の一部として独島に対する主権を行使してきたという韓国の主張の信ぴょう性を疑わせる説明が生まれたのではないか。このように整理するならば、日本政府や島根県の主張発信の意義があらためて確認されるのである。